

令和4年1月分 札幌圏及びその他の地域（第4四半期） 求職者支援訓練定員数等について

申請受付期間 令和3年9月17日（金）～9月30日（木）

	定員数									
	北海道 全域	新規枠	札幌圏				その他の地域			
			1月		第4四半期		1月		第4四半期	
			計	新規枠	同分野で競合がある場合の上限	同分野で競合がない場合の上限	計	新規枠	同分野で競合がある場合の上限	同分野で競合がない場合の上限
基礎コース	391	117	121	36	36	36	270	81	81	81
実践コース	1,324	408	733	219 (実践コース全体の上限)		591 (実践コース全体の上限)		189 (実践コース全体の上限)		
介護系	265		190		57	57	75		22	22
情報系	265		225		67	67	40		20	20
医療事務系	150		100		30	30	50		20	20
その他の分野	644		218		65	65	426		127	127
計	1,715	525	854	255			861	270		

- 訓練を実施する地域ごとに区分を設け、区分は安定所管轄地域に応じて設定する。
「札幌圏」は札幌市に設置されている公共職業安定所の管轄地域（札幌市、北広島市、江別市、石狩市、当別町、新篠津村）とする。
「その他の地域」は札幌圏地域を除いた地域とする。
- 訓練1コースの定員は基礎コース、実践コースとも30名を上限とする。
- 訓練認定については、札幌圏、その他地域ともに月ごとに認定を行う。
- 新規枠は、地域別に基礎コース、実践コースごとに設け、新規枠での申請は、該当分野の定員の範囲内とする。
- 新規枠での認定は、該当する地区・分野の定員の30%を上限とするが、20名を下回る場合は20名を上限とする。
ただし、当該分野における定員枠が少なく、新規枠と実績枠が競合した結果、いずれかの枠のコースしか選定することができない場合、実績枠を優先し割り当て、残余を新規枠とする。
- 就職氷河期世代支援枠
期間緩和コース（介護職員初任者研修、生活支援援助者研修、医療事務従事者対応）下限を2か月以上とする。
時間緩和コース（1か月80時間以上、1日の訓練時間3～6時間で設定）
期間及び時間の要件緩和コース【年79名以上】
- その他の地域で競合があった場合には、ある一定地域に訓練が集中するのを避ける為に、ハローワーク別に細分化しハローワーク毎の選定を優先する。
- 短期・短時間特例訓練については、上記定員にかかわらず認定上限値の範囲内において認定を行うこと。